

認定就農者制度が変わりました！



市町村が認定する

「認定新規就農者」

になりましょう！！

平成 26 年 10 月以降は、農業経営開始から 5 年以内の方が作成した**青年等就農計画**を**市町村が認定**し、『**認定新規就農者**』として支援することになりました。

この機会に、これからの営農計画について検討し、新規就農者に対する各種制度をフル活用してください！！

※平成 26 年 9 月までは、就農予定者が作成した就農計画を県が認定し、認定就農者として、制度資金や補助事業の実施を支援してきました。

メリット	内容等
青年等就農資金の借入	★(株)日本政策金融公庫が融資する、無利子の資金を実質、無担保・無保証人で借入が可能です。 ★機械・施設整備の他、運転資金も対象になりました。農地取得は対象外。（詳細は別紙）
青年就農給付金（経営開始型）の受給	★平成 26 年 10 月以降は、認定新規就農者であることが要件となりました。 ※これ以前に給付を開始している場合は、これまでどおり給付されます。
経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ）への加入	★平成 27 年産から、米・麦大豆の収入減少等を補填する制度の対象者になります。
認定新規就農者への農地集積の促進	★関係機関は、青年等就農計画に掲げる目標年度までに、認定新規就農者への農地集積が進むよう積極的に支援します。
New ! 農業経営基盤強化 準備金制度の活用 ＜拡充＞	★平成 27 年度税制改正により、認定新規就農者（個人のみ）が対象者になりました。 ★農地、農業用機械の他、器具備品、建物及び附帯施設の導入が対象になりました。

認定新規就農者になるには？



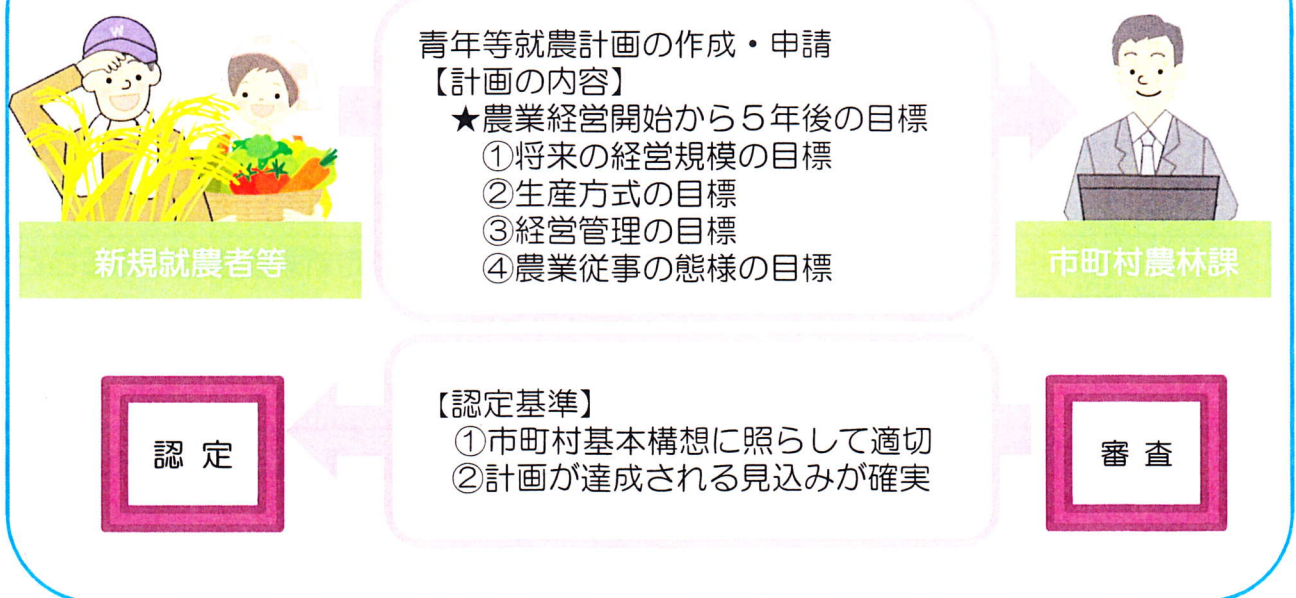
認定新規就農者になろうとする新規就農者（農業経営開始から5年以内）及び就農希望者は、まず、就農形態等と経営開始から5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする青年等就農計画（別添様式）を作成し、市町村に提出します。

市町村は、計画内容が基本構想※に照らして適当である等と認められた場合に、計画を認定します。

※「基本構想」（市町村農業経営基盤強化促進基本構想）

市町村が、地域の実情に即して、育成すべき農業経営の規模や所得等の目標など、農業の担い手や新規就農者像を明確化したものです。この構想に基づき、認定農業者と認定新規就農者を認定しています。

「青年等就農計画」認定の流れ



認定新規就農者になりたい！と思った方は、市町村農林担当課、地域農林水産部に御相談ください！

この通知に関するお問合せは、青森県農林水産部構造政策課まで！

青森県農林水産部構造政策課担い手育成グループ

TEL：017-734-9463 FAX：017-734-8136



(H27.1)